

平成25年6月10日  
堺市調達課

## 平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（お知らせ）

公共工事設計労務単価の大幅な上昇に伴い、国土交通省において「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置が定められたことを受けて、本市の業務委託においても、同様の措置を講じますのでお知らせいたします。

なお、本特例措置により契約金額を変更した場合には、従事労働者に対する適切な賃金の支払及び適正金額での再委託契約の締結等に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 特例措置の内容

平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、「2 特例措置の対象」に定める受注者は、平成24年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができるものとする。

#### 2 特例措置の対象

平成25年4月1日以降に契約を締結した入札案件のうち、工事に類する業務委託（樹木・街路樹管理、道路清掃、除草等）で、入札に係る予定価格について旧労務単価を適用して積算しているもの（ただし、建設工事に係る設計、測量等の業務委託は除きます。）

なお、対象業務の受注者には、契約担当課から個別にお知らせします。

#### 3 変更後の契約金額の算出方法

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} \\ = \text{新労務単価により積算された予定価格} \times \text{当初契約の落札率}$$

#### 4 変更手続

##### （1）変更方法

ア 受注者が、様式1、誓約書により契約担当課に変更協議を請求する。

イ 契約担当課において新労務単価に基づき予定価格及び契約金額を算出し、様式2により受注者に通知する。

ウ 受注者が、様式3により契約担当課に契約金額の承諾をすれば協議が成立する。

##### （2）請求期限

次のア又はイのいずれか早い日

ア 履行期限の30日前

イ 平成25年10月31日